

こども政策DXの共同目標

令和8年3月

共同目標の位置づけ

- 全ての県民がデジタルの恩恵を受けられる社会を目指し、県民に身近な要請を担う各市町村が、住民目線でデジタルにより行政サービスの向上を図るため、共同目標について申し合わせ、各市町村の取組の目安とする。
- 各市町村は必要に応じて自団体の計画に位置付けるなど、団体内で共有するとともに、実効性のある組織で進捗管理する。
- 県は、市町村の取組が県民の利便性向上につながることから、その推進のため、電子申請フォームの提供や広域での調整などの支援を行う。

これまでの経緯と取組内容

1. 経緯

- 2025年6月にデジタル行財政改革会議やデジタル社会の実現に向けた重点計画がとりまとめられ、医療・教育・防災・子ども等の公共性の高い分野のデジタル化を進め、業務の効率化と質の向上につなげることとされた。
- その内容を踏まえ、子ども家庭庁において「子ども政策DXの推進に向けた取組方針2025」が策定

2. 方針

- これまで、副市町村長で構成する「市町村DX推進会議」で議論してきた行政分野に加え、今後は、**県民の「暮らし」に密接に関わる「公共性の高い分野」のDX推進を強化し**、計画的に取組を進める。
- 公共性の高い分野のうち、子ども分野は、市町村が主体となって実施している事業が多いため、「**市町村DX推進会議**」において、**子ども分野を重点分野として議論**を開始。
- 市町村ごとに異なるサービス水準を底上げするため、**共同目標を設定し、取組を着実に推進**する。

3. 取組内容

1. 子ども関係手続の電子化

- 一部の子ども関係手続では、市町村ごとに電子化の進捗に差がある。
- 子育て世帯のさらなる利便性向上のため、子育て支援、子ども預かり分野等の事務手続における電子化の共同目標を設定し、取組を推進する。

2. 保育所等のICT化

- 国はICT機器導入率100%を目指し、保育所等のICT導入や業務支援アプリの活用を推進
- 保育所等におけるICTの導入について、共同目標を設定し、取組を推進する。

3. 保育業務施設管理PF及び保活情報連携基盤の導入

- 給付・監査等の保育業務について、自治体と保育施設等の間でオンライン手続を行うための基盤及び保活の情報収集、施設見学予約等をオンラインで可能とする基盤を国が整備し、令和8年度から全国展開
- 各市町村の課題などについて情報共有しながら導入を進める。

4. 放課後児童クラブのICT化

- 共働き世帯の増加により利用ニーズが高まる中、保護者や職員の負担軽減に向けて、放課後児童クラブのDX推進が必要
- 放課後児童クラブにおけるICTの導入について、共同目標を設定し、取組を推進する。

5. 産後ケア事業のDX

- 申請の際の窓口での手続や、電話による空き状況の確認・予約など、産後ケアの利用には手間と時間がかかっている。
- 産後ケア事業における申請事務等のデジタル化について、共同目標を設定し、取組を推進する。

6. PMH (Public Medical Hub) の導入

- 子ども医療費等の各種医療費助成、予防接種、母子保健等の情報を迅速に共有・活用するため、国は情報連携基盤 (PMH) を構築し、先行自治体で運用を実施しており、今後、全国展開の予定。
- 各市町村の課題などについて情報共有しながら導入を進める。

1. こども関係手続の電子化について

1. 現状

- 令和5年度に「市町村行政DX推進会議」で定めた行政手続の電子化に関する共同目標に基づき、各分野で電子化の取組を進めている。
- こども関連では、児童手当、妊娠の届出、保育支給認定の申請など「15手続」について、すべての市町村で電子化が実現している。

2. 課題

- 一方で、児童扶養手当、こども医療費助成、産後ケア事業の申請など、市町村ごとに取り組みに差が見られる手続もある。
- 子育て世帯のさらなる利便性向上のためには、行政手続の電子化を一層推進していく必要がある。

OR7年度までに電子化済みの手続

項目	R7年度までに電子化済みの手続
妊娠	①妊娠の届出
児童手当	②受給事由消滅の届出、③未支払の児童手当の請求、④受給資格及び児童手当の額についての認定請求、⑤寄附の申出、⑥学校給食費等の徴収等に関する申出、⑦児童手当に係る寄附変更等の申出、⑧氏名変更／住所変更等の届出、⑨受給資格者の申出による学校給食費等の徴収等の変更等の申出、⑩額の改定の請求及び届出、⑪現況届
児童扶養手当	⑫現況届
子ども預かり	⑬教育・保育給付認定申請、⑭保育施設入所申込、⑮保育施設等の利用に係る現況届

1. こども関係手続の電子化について

3. 共同目標

① 共同目標

各市町村は、令和9年度までに、すでに全市町村で電子化が完了している「15手続」に加え、新たに対象となる「18手続」について、計画的に電子化することを目指す。

② 対象手続

- 次ページの18手続を対象とする。
- ただし、各団体が所掌していない事務手続については、当該団体の対象手続には含めない。
- 共同目標の対象外となっている手続については、課題を整理したうえで、毎年、対象手続の見直しを行うこととする。

③ 県の支援

汎用電子申請システムによる電子申請フォームの計画的な提供や、電子申請に関する標準的なマニュアルや研修動画の提供などを通じて、市町村の取組を後押しする。

④ その他

各市町村は行政手続の電子化にあわせて、処分通知の電子化など業務の見直しにも取り組む。

1. こども関係手続の電子化について

○対象手続

項目	R8～R9年度に電子化する手続
児童扶養手当	証書再交付の申請 証書亡失の届出
こども医療費助成	こども医療費助成受給資格登録申請 こども医療費助成受給資格登録事項変更（資格喪失）届 こども医療費助成受給資格者証再交付申請
ひとり親家庭等医療費助成	ひとり親家庭等医療費助成変更届 ひとり親家庭当医療証再交付申請
産後ケア事業	産後ケア事業の申請
子育て給付金	妊婦のための支援給付申請 胎児の数の届出
子ども預かり	教育・保育給付認定変更申請 施設等利用給付認定の申請 施設等利用給付認定の変更申請 保育施設の退所届 保育施設の転園申込
こども誰でも通園制度	認定申請 変更申請 消滅申請

2. 保育所等のICT化について

1. 現状

- 保護者への連絡や登園・降園の管理などのICTシステムを導入している保育所等は、全体の約80%に達している。
- 公立の保育所等においても、ICT化率は約80%となっている。（公立保育所等：全49施設）

2. 課題

- 残る約20%の施設では、依然としてICTシステムの導入が進んでおらず、欠席連絡やお知らせの確認が紙や電話に依存しているため、職員・保護者双方にとって手間がかかっている。
- また、保育業務施設管理プラットフォームや保活連携基盤との連携も見据え、引き続きICTシステム導入率100%の達成に向けた取組を継続する必要がある。

公立保育所等のICTシステム導入率（令和7年4月時点）

	全体	大分	別府	中津	日田	佐伯	臼杵	津久見	竹田	豊後高田	杵築	宇佐	豊後大野	由布	国東	姫島	日出	九重	玖珠
導入率	80%	100%	100%	100%	100%	83%	100%	-	100%	-	0%	0%	0%	-	25%	0%	-	100%	-

2. 保育所等のICT化について

3. 共同目標

① 共同目標

各市町村は、令和8年度までに公立の保育所等のICT導入率100%を目指す。
なお、園のあり方を検討するなど特別な事情がある場合は、目標年度を令和9年度までとする。

② 対象施設

公立の保育所等（保育所、認定こども園、地域型保育事業所）
ただし、今後統廃合の予定がある保育所等については除く。

※その他、民間の保育所等については、必要に応じて各市町村が独自で目標に追加し、取組を推進

③ ICT化の考え方

住民の利便性の向上や職員の業務効率化を図ることを目的として、次のいずれかの機能を導入することを基準とする。

- ・ 保護者連絡
- ・ 登園・降園の管理
- ・ 保育に関する計画・記録
- ・ 実費徴収等のキャッシュレス決済
- ・ その他、住民の利便性向上や職員の負担軽減につながる機能（写真販売、シフト勤怠・給与管理など）

④ 県の支援

大分県保育所等ICT化推進事業による研修会の開催や、DX相談窓口での個別相談を通じて、市町村の取組を後押しする。

3. 保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤の導入について

1. 現状・課題

(1) 給付・監査

- 保育現場におけるICT導入は限定的で、手書きやアナログの業務が存続しているため、給付・監査等で多くの書類作成が必要。
- また、自治体でも、多くの書類管理やシステムへの入力作業、煩雑な審査による担当者の事務負担が課題。

(2) 保活

- 保育所入所申請に当たり保護者にとっては、必要な情報収集に手間と時間が掛かる、施設見学は開園時間中に電話で予約、申請書への手書きでの記入など、保活の手續に係る負担が大きいという課題が存在。

2. 国の動き

(1) 給付・監査

- 保育施設等と自治体の間でオンライン手續を行うための機能を有する全国的な基盤（保育業務施設管理プラットフォーム）を整備し、他システムとの連携を図りつつ、令和8年度から全国展開

(2) 保活

- 保活に関する一連の手續（手續／施設情報検索、見学予約、就労証明書発行等）のワンストップを実現するために、保護者・保育施設等・勤務先企業・自治体の間で必要な情報を受け渡しするための全国的な基盤（保活情報連携基盤）を整備し、他システムとの連携を図りつつ、令和8年度から全国展開

3. 保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤の導入について

○ 導入によるメリット

主なメリット	
給付	<ul style="list-style-type: none">施設型給付等の申請における、保育施設等とのやり取りをオンライン化することができる。公定価格に係る給付情報の自動計算・審査が可能であり、申請・審査業務等に係る業務負担を軽減できる。
監査	<ul style="list-style-type: none">市町村が実施する、施設監査・確認指導監査等の指導監督において、保育施設等との書類のやり取りをオンライン化することができる。紙での書類のやり取りや書類管理の負担を軽減できる。
保活	<ul style="list-style-type: none">市町村職員が、施設の見学や入園に関する保護者からの問い合わせ対応や、窓口での入所申請受理に係る業務の負担をオンライン完結の仕組みで低減できる。保護者による保育施設等や市町村の事務に係る情報収集や施設見学予約といった保活のデジタル化を図り保活に関する負担を低減するとともに、保育施設等の保活に係る業務の負担を低減できる。

3. 保育業務施設管理プラットフォーム及び保活情報連携基盤の導入について

3. 共同目標

① 共同目標

各市町村は、令和10年度までに「保育業務施設管理プラットフォーム」及び「保活情報連携基盤」を導入することを旨とする。

② 県の支援

- 施設向け説明会など効果的な機会を活用し、各施設に対して導入に向けた理解の促進を図る。
- また、市町村間での課題の共有や情報交換の場の提供にも取り組み、導入に向けた共通の課題解決やノウハウの蓄積を図る。

③ その他

すでに保育施設等と自治体の間でオンライン手続きが可能な民間事業者による類似のシステムを導入済みの市町村については、今回の共同目標に対しては「導入済み」として整理する。

4. 放課後児童クラブのICT化について

1. 現状

- 令和7年6月に県が実施した「放課後児童クラブにおけるICT導入・活用状況調査」の結果、保護者との連絡や出欠管理などにICTツールを導入している施設は全体の48%であった。
- また、ICTツールを導入している施設のうち96%が、業務の効率化を実感している。

2. 課題

- 保育所等（ICT化率約80%）や小学校（17市町村で連絡アプリを導入）ではICTが活用されている一方で、放課後児童クラブでは欠席連絡やお知らせ等のやり取りが紙や電話に依存しており、職員・保護者双方にとって手間がかかっている。
- 令和6年9月に国が実施した「放課後児童クラブのDX推進状況に関する調査」においても、出欠状況の連絡・管理を電話や紙で行うことが職員負担となっている実態が明らかになっている。
- また、施設側では、サービスの選定や導入コストへの懸念もあることから、サービスの選定や管内での横展開を含め、各市町村が主体的に取り組む必要がある。

放課後児童クラブのICT導入率（令和7年6月時点）

	全体	大分	別府	中津	日田	佐伯	臼杵	津久見	竹田	豊後高田	杵築	宇佐	豊後大野	由布	国東	姫島	日出	九重	玖珠
導入率	48%	50%	71%	48%	100%	13%	40%	33%	33%	25%	70%	5%	33%	67%	45%	0%	22%	40%	33%

4. 放課後児童クラブのICT化について

3. 共同目標

① 共同目標

各市町村は、令和9年度までに、保育所等と同程度の水準となる放課後児童クラブのICT導入率80%を目指す。

② 対象施設

公立（公営・民営）の放課後児童クラブ

ただし、今後統廃合や配置の見直しを行う予定がある放課後児童クラブは除く。

※その他、地域子ども・子育て支援事業として放課後児童健全育成事業を実施する民立の放課後児童クラブについては、必要に応じて各市町村が独自で目標に追加し、取組を推進

③ ICT化の考え方

住民の利便性の向上や職員の業務効率化を図ることを目的として、次のいずれかの機能を導入することを基準とする。

- 保護者連絡
- 入退室の管理・記録
- 職員の勤怠管理
- 実費徴収等のキャッシュレス決済
- その他、住民の利便性向上や職員の負担軽減につながる機能（写真販売など）

④ 県の支援

放課後児童クラブに共通する課題を解決するため、放課後児童クラブICT研修の開催やDX相談窓口での個別相談を通じて、市町村の取組を後押しする。

5. 産後ケア事業のDXについて

1. 事業概要

市町村が、出産後1年以内の母子に対して心身のケアや育児のサポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制の確保を行う。

【対象】 産後ケアを必要とする者等

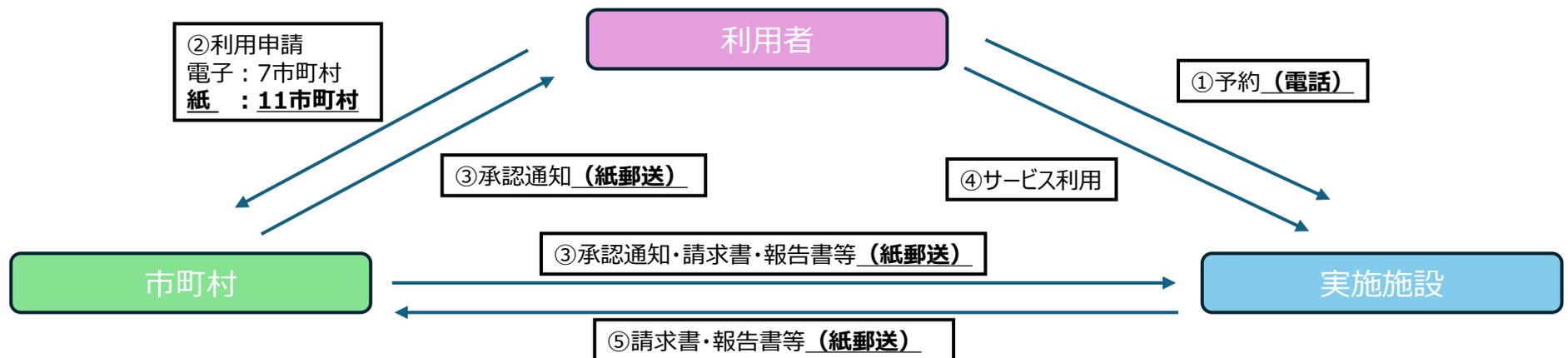
【内容】 退院直後の母子に対して心身のケアや育児のサポート等きめ細かい支援を実施

【実施方法・実施場所等】

- (1) 「宿泊型」・・・病院、助産所等の空きベッドの活用等により、宿泊による休養の機会の提供等を実施
- (2) 「デイサービス型」・・・個別・集団で支援を行える施設において、日中、来所した利用者に対し実施
- (3) 「アウトリーチ型」・・・実施担当者が利用者の自宅に赴き実施

【利用上限】 (1)、(2)、(3) あわせて7回まで

2. 現状の業務フロー（イメージ）



5. 産後ケア事業のDXについて

3. 現状・課題

現状・課題

あるべき姿

利用者

産後ケア利用に手間と時間がかかる

- 窓口での紙申請は産後の母親にとって負担が大きい
- 産後ケア施設の開所時間内に電話で空き状況の確認が必要

誰もがスムーズに利用できる仕組みで、必要な時に必要な支援を

- 産後間もない母親も簡単にオンライン申請ができる
- 24時間いつでもどこでも空き状況の確認 & 予約ができる

市町村

申請処理や利用回数管理が負担

- 申請の承認通知が紙ベースで利用者・施設双方への紙書類の郵送が必要
- 申請管理方法がエクセルのため、回数管理が煩雑

効率的かつ正確な運用体制の実現

- 電子で完結でき、簡単かつスピーディーな申請処理
- システムで利用者情報・利用実績を一元管理

施設

電話対応や請求処理が負担

- 利用者からの空き状況確認の電話対応
- 実施後の集計・請求処理が紙ベースで煩雑

業務効率化とサービス品質の両立

- Webで空き状況の掲載ができる
- 利用状況の集計や請求処理を自動に

5. 産後ケア事業のDXについて

4. 共同目標

① 共同目標

各市町村は、令和9年度までに、産後ケア事業における申請事務等について、デジタルを活用し、住民の利便性向上と職員の負担軽減を図ることを目指す。

② 県の支援

- 各市町村の意見を踏まえながら、現行の業務フローの課題を整理し、利用者・市町村・施設それぞれの利便性向上や業務負担の軽減につながる見直しを行う。
- あわせて、市町村ごとに異なる運用ルールや各種様式の整理・標準化を検討する。
- 実証事業などを通じて、新たな業務フローに対応するシステムや費用対効果を検証する。
- 新たな業務フローへの移行にあたり、施設・医師会・助産師会など関係団体との調整を行う。

③ その他

実証事業等を通じてシステムの有効性を検証し、最終的に共同調達に参画するかどうかは、各市町村が費用負担や費用対効果を踏まえて判断することとする。

6. PMHの導入について

1. 国の動き

- 医療DXの推進に関する工程表（令和5年6月2日）において、「関係機関や行政機関等の中で必要な情報を安全に交換できる情報連携機能を整備し、自治体システムの標準化の取組と連動しながら、介護保険、予防接種、母子保健、公費負担医療や地方単独の医療助成などに係る情報を共有していく。」と整理されている。
- 国は、この情報連携の仕組みとして令和5年度に情報連携機能を有するシステム（Public Medical Hub：PMH）を開発し、希望する自治体向けに医療費助成分野、予防接種・母子保健分野を対象とした先行実施事業を開始し、令和8年度から全国展開

2. 現状・課題

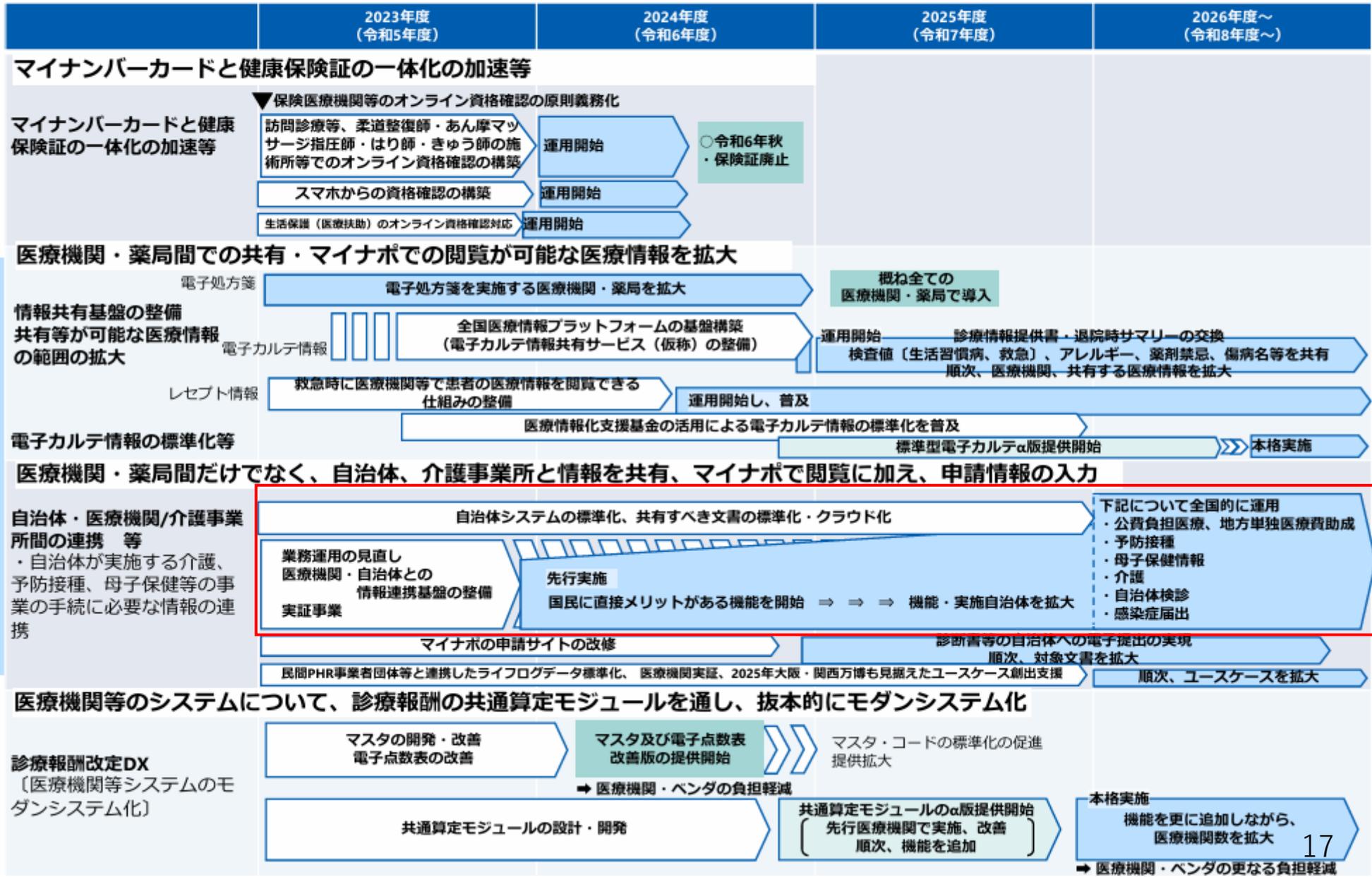
（1）公費負担医療費助成

- 住民：保険証とは別に紙の受給者証等を持参しなければならない。
- 自治体：申請・更新、転入・転出や、助成に係る請求等に関する事務コストがかかる。
- 医療機関：オンライン資格確認とは別に、資格を個別に確認する事務コストがかかる。

（2）予防接種・母子保健

- 住民：予診票・問診票を何度も手書きしなければならない。
健診結果や接種記録を、タイムリーに確認することができない。
- 自治体：健康管理システムへの情報登録の手間や誤登録のリスク、費用支払に対する事務コストがかかる。
- 医療機関：紙による費用請求に対する事務コストがかかる。

医療DXの推進に関する工程表〔全体像〕



全国医療情報プラットフォームの構築

6. PMHの導入について

3. 共同目標

① 共同目標

- こども医療費など各種医療費助成や予防接種のデジタル化について、マイナンバーカードによる資格確認や、マイナポータルからの予診票入力、接種履歴の確認などを可能とするため、令和10年度までにPMHの導入を目指す。
- ただし、対象となる業務システムが特定移行困難システムに指定され、標準化対応の遅れが見込まれるなど、特別な事情がある場合は、この限りではない。

② 県の支援

- 関係団体との調整や医療機関への説明会のサポートについて、県としても支援を検討し、市町村の取組を後押しする。
- 各市町村の実施状況、進捗状況についてもとりまとめ、情報の共有を行う。

③ その他

母子保健のデジタル化については、国から標準化の適合基準日や導入スケジュールが示されていないため、現時点では目標から外し、国から具体的な作業スケジュールが示された段階で改めて目標を検討することとする。

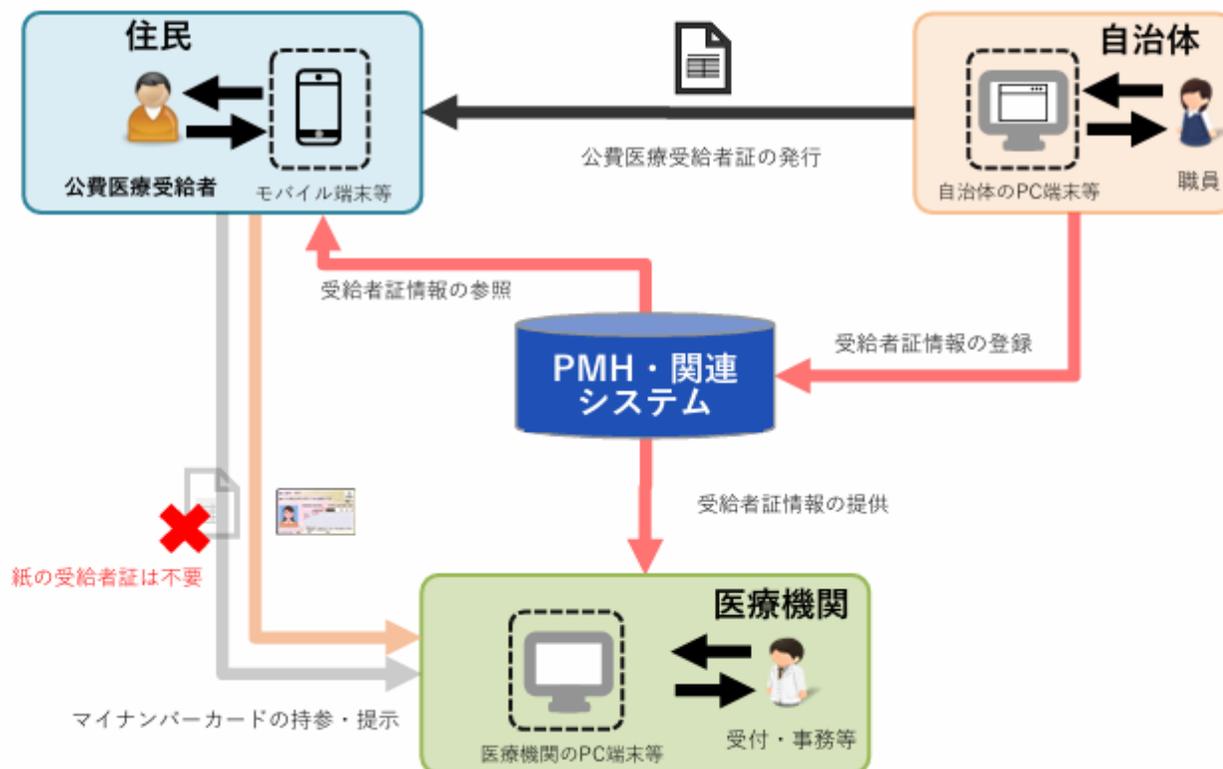
PMH導入後の医療費助成業務全体像



- PMHで医療証を連携することで、以下のメリットがある
 - 国民：紙の受給者証の持参の手間が軽減し、紛失リスクや持参忘れ、再来院を防止
 - 自治体：正確な情報に基づき医療機関等からの請求が行われる。住民の利便性向上に資する。
 - 医療機関：受給者証情報の手動入力負荷を削減
最新の医療費助成受給資格を確認可能
医療費助成資格の確認事務コストの削減

凡例

- ← PMH導入後に軽減される紙を使用した情報の流れ
- ← PMH導入後の紙を使用した情報の流れ
- ← PMHを使用した情報の流れ





医療費助成



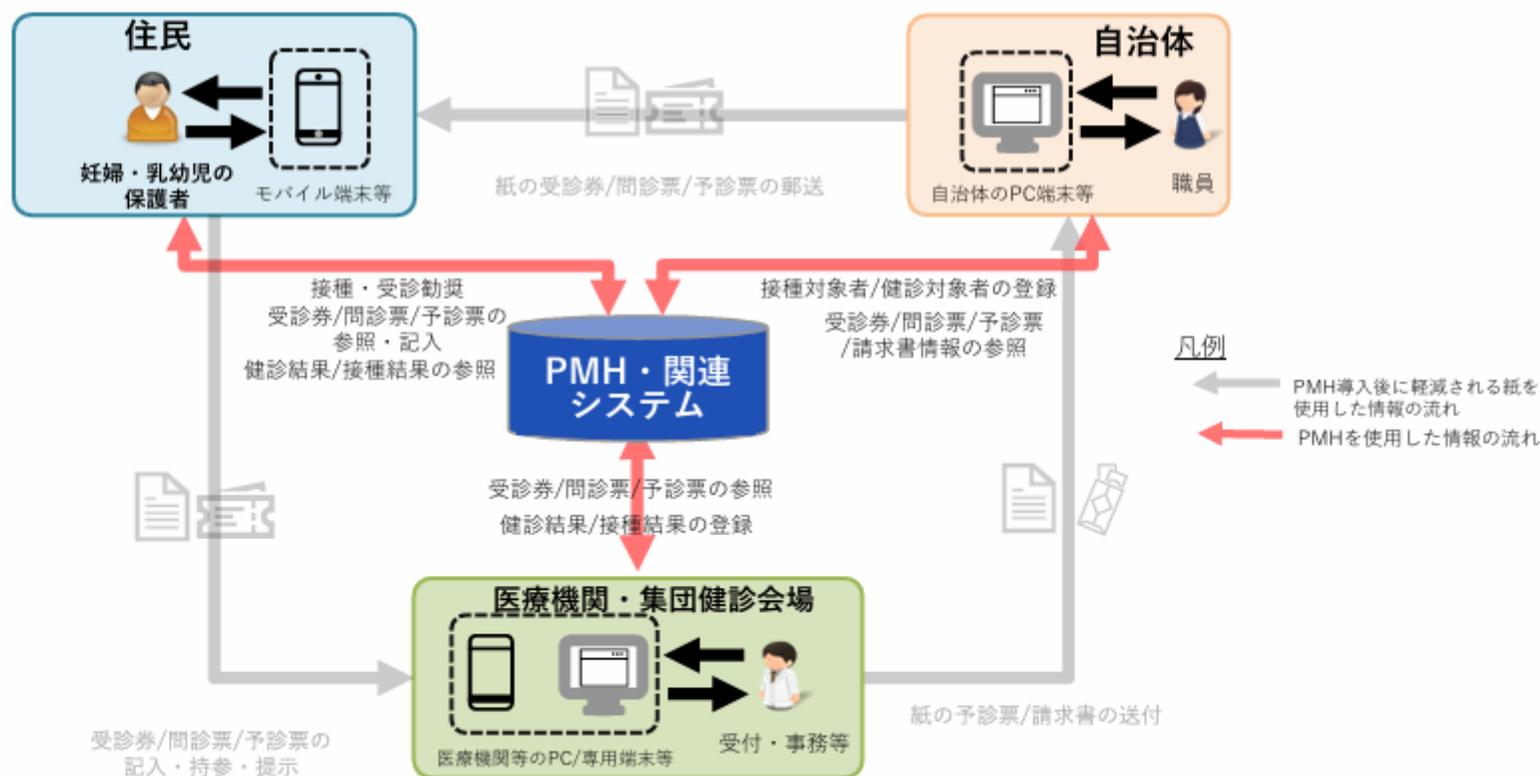
予防接種



母子保健

PMH導入後の予防接種・母子保健業務全体像

- PMHで情報を連携するメリットは以下のとおり
 - 国民：予診票・問診票の電子化により、何度も手書きする手間がなくなる。
紙の接種券・受診券を持参する必要がなくなる。
 - 自治体：健康管理システムへの情報登録の手間がなくなる。
医療機関から健診結果等が迅速に共有される。
 - 医療機関：不備のない予診票・問診票をもとにした予防接種、健診が可能となる



※現状では、紙の母子健康手帳への記載は引き続き必要。